議会改革推進会議「検討部会」会議録

令和3年6月4日

亀山市議会

議会改革推進会議「検討部会」会議録

- 1 開催日時 令和3年6月4日(金) 午後1時00分~午後2時34分
- 2 開催場所 第1・2・3委員会室
- 3 出席会員 部 会 長 森 美和子

副部会長鈴木達夫

部 会 員 中島雅代 森 英之 岡本公秀

伊藤彦太郎 服部孝規

会 長 中﨑孝彦

副会長尾崎邦洋

- 4 欠席会員 なし
- 5 事務局 議会事務局長 渡邉 靖文 議事調査課長 大泉明彦 新山 さおり 西口幸伸 大川 真梨子
- 6 案 件 1. 第67回検討部会の確認事項について
 - (1) オンライン会議の実施について(検討課題48)
 - (2) 議会の情報化について (検討課題36)
 - 2. 議会改革白書2021への掲載内容の確認について
 - 3. 議題
 - (1) オンライン会議の実施について(検討課題48)
 - (2) 議会の情報化について (検討課題36)
 - (3) タブレット端末に係るアプリケーションソフトの追加申請について
 - (4) 今後の検討課題への取り組みについて
 - 4. その他
- 7 経 過 次のとおり

午後1時00分 開 会

〇部会長(森 美和子君) それでは、ただいまから「第68回検討部会」を行いたいと思います。 まず初めに、事項書1の第67回の検討部会の確認事項についてを議題とします。

お手元に配付をさせていただいております資料1の1、それから1の2、これに前回、皆さんにご 議論いただいたオンライン会議の実施についてと、それから資料1の2のほうには議会の情報化につ いて記載をさせていただいておりますので、確認をお願いしたいと思います。

よろしいでしょうか。前回決まったことを追記させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、事項書2の議会改革白書2021への掲載内容は今回はございませんので、次に移らせていただきます。

それでは、議題3. オンライン会議の実施についてを行いたいと思います。

課長のほうからお願いします。

大泉課長。

○議事調査課長(大泉明彦君) 本日お配りさせていただきました資料Aをお開きください。

前回、5月28日の部会では、オンラインの運営に関する要綱第5条のところで、オンラインの議事で、オンライン委員会では、議案に対する討論及び表決、請願に対する表決を行わないという案でお示しさせていただきました。これにつきまして、やはり表決というのは必要であろうというところから、今回、新しく資料Aのほうで規定する文章を直して、お示しさせていただいてあるものでございます。

Aの1枚目の2ページ目をご覧ください。

朱文字の取消し線を引かせていただいてあるところが前回、第5条、第6条です。新しく表決を行うということで、第6条を設定しております。表決方法等、第6条、委員長は挙手による表決を採ろうとするときは、オンライン出席委員について、1人ずつ挙手及び発言により可否を確認した後に、委員会室に出席している委員について、挙手により可否を確認し、それぞれの可否を合算して多少を認定するものとする。

第2項、問題について異議の有無は、委員長がオンライン出席委員及び委員会室に出席している委員に同時に諮り、かつその発言により認定する。

第3項、オンライン委員会においては、投票による表決を行うことができない。

第4項、オンライン委員会における選挙は、指名推選の方法を用いることとした委員長、または副 委員長の互選に限る。

オンライン委員会で表決すること、挙手表決、簡易表決について1項、2項で示し、そして投票による表決につきましては、オンラインという特質上、投票の評決は行わないということ。そして、さらにもう一つ、選挙につきましてですが、投票によるものはあれなんですが、1つ指名推選の場合は、全委員さんの同意を得るというふうな規定になっておりますので、これについてはオンラインで可能ですので、選挙については指名推選の方法を用いることのみができるというふうな規定を置かせていただいたところです。

この表決をするということにつきましてなんですが、1ページお戻りいただきますが、今通知を送らせてもらいました。第3条を新たに加えております。これは、委員長及び副委員長のオンライン出

席の取扱いについてです。

まず読ませていただきますが、第3条、委員長及び副委員長は、オンライン委員会の円滑な議事運営を図るため、委員会室に出席するものとする。つまり、委員長・副委員長については、委員会室でのご出席をお願いしたいということです。

これにつきましては、議事運営のため、進行も含めて事務局とのコミュニケーションというか、そこら辺も含めて、全ての面において委員長・副委員長が委員会室においでいただいたほうのがスムーズである。さらに、大阪府、大阪市、三重県、茨城県取手市等々も運用についてお尋ねをしたところなんですが、どこの市・県につきましても、当面の間、安定してオンライン委員会ができるまでの間は、委員長については委員会室での出席をお願いしているところだと、そういうふうな事例も確認させていただいたところです。

私ども亀山市につきましても、安定したオンライン委員会ができるまでの間につきましては、委員長・副委員長につきましては委員会室でのご出席ということで、まず運用を始めさせていただき、安定してくれば改めてご検討も賜りながら、その手法についての在り方というのを決めていただきたいというふうにも考えておりますので、まずはこの形でオンライン委員会を運営させていただきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

〇部会長(森 美和子君) 前回、服部委員のほうから、表決方法について先議等があった場合にどうするんだというような投げかけがありましたので、少しここら辺を整理させていただきましたことと、それから委員長及び副委員長の出席の取扱いについても記載をさせていただきました。皆さんからまたちょっとご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

鈴木副部会長。

○副部会長(鈴木達夫君) 採決について、採決はこういうふうにして諮ろうよという表現にしたということで、いいなと思う。

1つ、言葉の問題ですけど、第6条第2項の問題についての異議の有無はというこの「問題」という言葉が、こういう要綱とかの中で今まであまり使われていない、問題についての意義というのは非常に僕は違和感がある。だから、適切な用語ってないですか。例えば、議事についての異議とか、問題についての異議というのは、ちょっと僕、違和感があるなと。

- 〇部会長(森 美和子君) 大泉課長。
- **〇議事調査課長(大泉明彦君)** この問題というのは、会議規則で問題という表現を使っております もので、そこから取ってきております。
- 〇部会長(森 美和子君) 鈴木副部会長。
- **○副部会長(鈴木達夫君)** そういうことで、常識の中で使われているというならいいんですけど、はい、よろしいです。
- **〇部会長(森 美和子君)** ほかに。 伊藤委員。
- **〇部会員(伊藤彦太郎君)** ちょっとそもそも論も入っておって申し訳ないんですが、内容的にこれでいいんじゃないのかなとは思ってはおるんですけど、委員長と副委員長が同じ委員会室というふうなことでふと思ったんですけど、そもそも機器が委員に1対1で対応しておるんかどうかという。例えば、委員長・副委員長がこの委員会室におられたら、委員会室に1台あるのか、それぞれの正・副

委員長にそれぞれあるのか。要は何かというと、委員長も当然発言できるわけで、正・副委員長の交代、委員長の交代がある場合、機器を交代させるのかとか、機器ごと代わる、システム的に切替えができるのか、あるいは委員長席にある機器のところまで行って代わらなあかんとか、ちょっとその辺の運用が気になったもので、その辺の整理だけお願いしたいなというふうに思います。

実際、運用の話なので、こことはちょっと直接関係ないんですけど、委員長・副委員長とか、やっぱり委員会運営にとっては特別な存在ではあるんで、その辺のシステムだけ、そこが実際運用では問題になってくるかなと思ったので、ちょっとまたその辺の整理だけお願いしたいと思います。これはもう意見で。

○部会長(森 美和子君) 機器というのは、このことですか。

多分、オンライン会議をする場合は、皆さんがタブレットを活用して、それぞれの委員の顔が映るような形でなると思います。

渡邉局長。

○議会事務局長(渡邉靖文君) 机上札の委員長・副委員長を置き替える形になると思うんです。

もう一つ、当然執行部も委員会には出席をしておりますので、1台執行部の方向を映すタブレットを置いておかないと、執行部の発言を皆さんが聞けなくなるので、そういった機器ももう一つ執行部用に置かんならんのかなとは思っています。

- 〇部会長(森 美和子君) 伊藤委員。
- **〇部会員(伊藤彦太郎君)** ちょっと何が気になったかといいますと、同じ機器を使って人が切り替わるというやり方やと、それこそコロナの対策で、カラオケで感染拡大するというのと同じ理屈になってしまうんで、その辺だけもうちょっと考えておいたほうがええやろなということです。
- **〇部会長(森 美和子君)** しっかりと注意していきたいと思いますので。

あと、委員長・副委員長は出席という形で要綱の中に落とさせていただいたんですけど、委員長・ 副委員長が濃厚接触者とかになった場合、じゃあどうするのかって。

濃厚接触者の場合は、自宅でも別に会議に参加はできますけど、委員長・副委員長がここに来ないといけないということがここに書かれていますので、ちょっとそこら辺が難しいんですけど、この点については先ほど課長からも説明がありましたように、様々な議会、ちょっと連絡を取らせてもらったら、皆さんこういう形で当面されるということですので、亀山市議会もこの要綱でさせていただこうかなと。また、そういう事案が出ましたら、また改めて要綱を変えさせていただくなり、ご議論をいただこうかなと思っておりますので、その点について何かもしありましたら。いいですか。ちょっと何かちぐはぐになってしまうんですけど、その点はこちらのほうで、またそのときに整理をさせていただきたいと思っておりますので、お願いします。

この点について、また議会改革推進会議で諮っていただきますので、よろしくお願いをしたいと思います。定例会中にまた日程調整させていただきますので、よろしくお願いします。

次の議会の情報化について、事務局から説明をお願いします。

新山さん。

○議会事務局員(新山さおり君) それでは、議会の情報化ということで、前回の会議でご質問がありました、まずタブレット端末の故障時の対応についてということで、資料Bのほうをご覧ください。 今現在、タブレット端末とその通信につきましては、KDDI株式会社と契約しておりまして、3 年間の契約となっております。

端末の購入や管理するためのソフトウエアとともに、故障安心オプションというのに加入しておりまして、そちらの個別規約のほうに記載がございます。

資料のほうにございますとおり、規約の中で、本契約者の故意、または重過失によって対象スマートフォン等が故障、水漏れ、または全損などした場合は、故障安心オプションサービスの提供義務を免れるものとしますということですので、この場合についてはこのサービスが受けられないということになります。

下のほうの1番のほうを見ていただきますと、サービスを受けられる場合ということで、軽過失の場合は受けられると考えております。それから、どういったものかといいますと、重過失に至らない軽度の不注意による故障のものと考えております。

事例をちょっと3つ入れさせてもらったんですが、例えば故意ではない、タブレット端末を落としてしまった場合については対象になると考えております。

次に、2番のサービスを受けられない場合については、故意に故障すると認識した上で、故意に故障させた場合ですとか、重過失ということで、重大な不注意による故障の場合ですとか、あとは附属品についてはサービス対象外ということになっておりますので、充電アダプターですとかケーブルなど、あとは電池パック交換などなんですが、サービスの対象外になっております。あとは、盗難、または紛失の場合も対象外となっております。

こちらは以上でございます。

〇部会長(森 美和子君) この点について、何か今の説明の中で確認したいことがあればどうぞ。 よろしいですか。

(発言する者なし)

〇部会長(森 美和子君) 少し保障の部分でご意見いただきましたので、整理をさせていただきました。

じゃあ、この件についても、次回の推進会議で諮っていただくことになります。前回決まった要綱 等も併せて推進会議で諮っていただくことになりますので、よろしくお願いいたします。

新山さん、どうぞ。

○議会事務局員(新山さおり君) 前回の会議で、タブレット端末の使用に関する要綱と申合せについてご協議いただきまして、内容については確認をしていただいたんですけれども、その後、内容について提案のほうを修正したい部分がございますので、ちょっと説明をさせていただきたいと思います。

では、資料Cのほうをご覧いただきたいと思います。

今回、変更させていただきました部分が2か所ございまして、第1条の部分と第5条の部分のほうをちょっと修正させていただいております。

まず第1条の目的のところをちょっと読ませていただきます。

第1条、この要綱は、亀山市議会における情報伝達の迅速化及びペーパーレス化を図り、もって効率的な議会活動、議員活動及び政務活動に資するため、タブレット端末を使用することに関して必要な事項を定めるとさせていただきました。

これについては、この後ご協議いただきますアプリの導入についてもちょっと関連はしてくるんで

すけど、例えば地方議員の活動とは何かを今回改めて確認をさせていただきまして、地方議員の活動は公務として認められている議会活動と、それ以外の議員活動というのに大きく分類されるということで、その他の議員活動というのがどういった活動になるのかといいますと、それがまた3つに分かれておりまして、選挙活動、政治活動、政務活動という形で大きく分けられるということです。

そうすると、その政務活動とありますのが、議会活動を行うために必要とされる議員の日常の調査活動や住民に対する説明、意見聴取・交換等の諸活動のことをいうということで、これは全国議長会のほうで示されている、ちょっと本のほうから確認をさせてはいただいたんですけれども、そうしますと、今までの記載が議会活動及び政務活動という形での表記でありましたので、政務活動と大きく捉えられている部分以外の、例えば議員の個人の活動、そういった部分でタブレット端末が使えなくなってしまう可能性もあるのではないかとちょっと考えまして、議員の個人の活動というものが例えばどういったものになるのかということで、政務活動と限るのではなくて、それも含めた活動、市民相談ですとか、あと会派での勉強会ですとか、いろんなことがあるかと思うんですけれども、そちらにも使っていただけるように、今回表記を3つの活動を並べさせていただいた形で、ちょっと修正をさせていただいております。

それに併せて第5条のほうを見ていただけますでしょうか。

こちらにつきましても、禁止事項のほうを修正させていただいております。

こちらも同じ遵守事項もございますので、そちらと表記を合わせまして、タブレット端末を使用する場合、次に掲げる事項を禁止するものとするといたしまして、1. 個人的使用、2. 議員活動のうち政治活動における使用、3. 当該会議の目的以外の使用という形で、こちらの禁止事項のほうも併せて修正をさせていただきました。

要綱については以上でございます。

- **〇部会長(森 美和子君)** 今の説明について何か確認したいことがあればどうぞ。 服部委員。
- **〇部会員(服部孝規君)** その5条の(2)の政治活動というものの判断が難しいね。どこまでが議員活動でどこからが政治活動かという、これは難しいなというふうに思いました。
- 〇部会長(森 美和子君) ほかに。

鈴木副部会長。

- **○副部会長(鈴木達夫君)** 先ほど新山さんの説明の中で、議員活動とはどういうことかという中に、 1つに選挙活動というのが入っているという報告ではなかったですか。
- 〇部会長(森 美和子君) 新山さん。
- ○議会事務局員(新山さおり君) 先ほど申し上げたとおり、議員の活動とはどういうものか、定義をちょっと調べておりました中で、公務として認められております、例えば地方自治法に規定されている会議ですとか、その他の会議があるかと思うんですけれども、そういったものは広域連合とかも含めてですけど、そういったものが議会の活動と認識させていただいております。

あと、それ以外の活動という形であるんですけれども、それ以外の議員の活動とはじゃあ何かという中で、大きく一くくりにされておりまして、それが選挙活動もあれば政治活動もあり、その中に政務活動もあるという解釈になっておるようです。

そうしますと、私たちいつも捉えておりました政務活動というものがどういうものかということに

なりますので、亀山市議会としましては、政務活動費のほうとのリンクとかもありますので、会派としての政務活動、同じような政策をお持ちの会派としての政務活動というものと、議員個人としての活動というのは必ずありますので、政治活動を除いたそれ以外の活動については、タブレットを使っていただいてもいいですよ、個人的活用、政治的活用以外使っていただきたいという思いもありましたので、こういう表記にさせてはいただいたんですけれども。

〇部会長(森 美和子君) 伊藤委員。

○部会員(伊藤彦太郎君) そもそも何でタブレットを導入するかというたら、もうちょっと積極的にと書いてあったけど、議員活動をより円滑にスムーズにするためで、さらにペーパーレスも進めるということで、民間とかでもずうっと議論あるんですよ。電子メールを導入する際に、こんなもん絶対私的利用、要は公私の線引きの問題だけの話なんですけれども、あまり厳密にし過ぎると、電子メール自体みんな使わんようになってしまうんです、結局。そうすると、何のために導入するかというたら、それはそもそもの個人のモラルに任せるしかないという話なんで、そこまで厳密なことを言うても、個人のモラルに任すしかない、明らかに目に余る事態が出てきたらちょっと困りますわということやし、罰則もないし、あともう一つ、前々から北勢5市の研修会とか聞いておると、実際、私で使うことがあるんやったら、それを認めて、例えば費用負担を半分してもらうというような、こういう手法もあるわけですよね。

だから、はっきり言ってそこまで厳密にする必要もないし、そもそもその辺をやろうと思うんやったら、自分のタブレットを使うわという人も絶対出てくるんで、はっきり言って、基本的には別にどういう活用をしておってもええと思うんですけど、現実問題としては、そこまでは厳しいことは求められない。とにかくやり過ぎはよくないという、あまりにもひど過ぎるのはよくないというふうに、さっきも言うたような政党に関する活動なんて、私は政党に入ってへんけれども、実際もう密接じゃないですか。実際、書いておくのはええですけど、そこまでは必要ないと思います。そこまでは実際の頭を悩ます必要は。以上です。

〇部会長(森 美和子君) ほかに、よろしい。 服部委員。

〇部会員(服部孝規君) 伊藤委員とよく似ておるんやけれども、あまりうたうこと自体が非常に難 しいんではないかなと。

例えば、今局長が言われた個人ニュースというのは私も出していますけれども、取りようによっては個人ニュースは議員活動なんですよ。つまり、議会であったことを市民にお知らせをするということなんで、これはやっぱり市民に広報活動としての意義を持っておるんで、これはいわゆる政治活動と言われたらちょっと違うんじゃないかなと思いますし、それから我々政党に属する人間は、いわゆる公認で出ておるわけやから、ある意味、その政党の名前が出てきて当たり前なんです。むしろ、それを出さなかったら公認の意味がないわけやから、だから公認で出て当選したということは、もう表裏一体であるというふうに思う。だから、そういう意味でいうと、政党は駄目ですよと言われるとやっぱり非常にやりづらい。公認で出ておる議員としてはやりづらいという問題が出てくるんで、そういう制限をかけるのはどうかなというふうに思いますので、やっぱりここらあたりは本当になかなかチェックもしづらいし、だからこういう文書でもうたってしまうとなかなかいろいろ問題が出てくるんで、そこらはちょっともう少し考えやんとあかんのかなと。

だから、ある意味、常識的に考えて、例えば選挙活動というのも、考えてみたら4年間通じて我々選挙活動をしているわけね。だから、全ての活動が選挙活動とも言えるわけ。だから、そういう意味でいうと、選挙活動というのは何を取っても選挙活動なの。だから、議員活動に入っているような項目でも、議員にしてみれば4年後の選挙を目指していろんなことをしているわけやから。だから、そういう意味でいくと、それも選挙活動というふうにもなってしまうし、非常に僕は捉えにくいというのか。だから、あえてこれを書くのが無理なんではないかなというふうに思うんです。

例えば、最初にあるように、個人的使用をしてはならないというふうにしておくだけであかんのや ろかなというふうに思うんですよね。そこまで踏み込んでいくと、ちょっと意見が分かれてくるんち ゃうかなと。

- 〇部会長(森 美和子君) 鈴木副部会長。
- **○副部会長(鈴木達夫君)** 私もそう思います。

第1条の中で、情報化の目的が書いてあって、議員活動及び政務活動に資するためということが書き込んであります。その意味では、私はもう全部第5条は取っ払ってもいいと思う。

今日の会議が終わって、議場で皆さんに諮らにゃいかんという時期になって、今また検討してどうこうという時期ではないと思う。僕は、第1条にしっかりした目的が書いてある中にあって、第5条は全て削除でもいいと思う。

〇部会長(森 美和子君) 暫時休憩します。

午後1時30分 休 憩 午後1時44分 再 開

- **〇部会長(森 美和子君)** それでは会議を再開させていただきます。 渡邉局長。
- ○議会事務局長(渡邉靖文君) いろいろご意見をいただきましたので、意見として目的のところに 議会活動、議員活動、政務活動に資するためのものということですので、基本的には私的使用が認め られないということがここで一目瞭然でございます。

ですので、今、第5条で禁止事項、第6条で遵守事項と、今ちょっと2つに分けており、政治活動における使用は禁止と上げておりますが、この中の個人的使用、これ私的使用に改めますけど、これが1個になりますと、禁止事項として1項目で上げておくのもちょっと違和感がございますので、第5条と第6条をくっつけて、遵守事項としてその1つに私的使用をしてはならないということで改めさせていただきたいと思います。

〇部会長(森 美和子君) 様々なご意見をいただきましたけど、そういう形でちょっと整理をさせていただきますので、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

〇部会長(森 美和子君) それでは、そのようにさせていただきます。

引き続き事務局から。

新山さん。

○議会事務局員(新山さおり君) それでは、資料Dのほうをご覧ください。

こちらも前回ご協議いただきましたタブレット端末の使用に係る申合せなんですけれども、修正箇 所がございますので、裏面の9番をご覧ください。 こちらのほうの記載を会議中の使用における禁止事項ということにさせていただきまして、会議の 運営上支障となる音声や操作音を発するなどの行為を行うこと、電子メールの送信、ソーシャルネットサービス等外部への発信、会議の目的以外の用途に使用することという表記に変えさせていただきまして、その次にありました会議の情報検索についての事項を削除して1つにまとめさせていただきました。変更点は以上でございます。

- **〇部会長(森 美和子君)** 今、説明がありましたことに関して、よろしい、何かいいですか。 森委員。
- **〇部会員(森 英之君)** 先ほどいなべ、四日市の事例がありましたけど、会議中の使用における禁止事項の中で、それは含まれているのかちょっと確認したいんですけど、録画・録音しないというのはたしか入っていたと思うんですが、これが9番の中に含まれているという理解でいいんでしょうか。それとも、入っていないんなら、そこは私、明確に規定しておいたほうがいいと思うんですけど、どうでしょうか。
- 〇部会長(森 美和子君) 渡邉局長。
- ○議会事務局長(渡邉靖文君) 今現在、亀山市の場合、ネット配信とケーブルテレビを放映していますので、傍聴者であっても録音・録画は特に規制していない状況で、唯一あかんのがカメラのフラッシュだけは禁止していますけど、基本的に写真撮影、録画・録音オーケーですので、あえてここでこの禁止事項に入れなくてもいいのではないかという思いはあるんですけど。

インターネットで配信しちゃっていますので、傍聴者がたまにICで録音されるケースも当然あるけど、それを止めてはいないです。

ただ、最終は会議録が最終の成果なんですけれども、今、配信している以上は、自由に録画もできますので。

- 〇部会長(森 美和子君) 森委員。
- **〇部会員(森 英之君)** 今、局長のとおりであれば、入れておかなくてもこのままでいいかと思います。ありがとうございます。
- 〇部会長(森 美和子君) ほかに。よろしい。

(発言する者なし)

〇部会長(森 美和子君) それでは、会議の途中ですが、10分間休憩いたします。

午後1時50分 休 憩 午後1時57分 再 開

〇部会長(森 美和子君) 会議を再開いたします。

次に、3番目のタブレット端末に係るアプリケーションソフトの追加申請について、事務局から説明をお願いします。

新山さん。

○議会事務局員(新山さおり君) それでは、前回お配りさせていただきました5月28日付の資料5、タブレット端末に係るアプリケーションソフトの追加申請書のほうをご覧ください。

5月27日付で、草川議員のほうからアプリケーションのほうを追加してほしいということで、申請が出ております。

追加をしていただきたいというアプリケーションソフトが7つございまして、次のページをお開き

ください。

まず、エバーノートですけれども、こちらメモを作成する無料のアプリでして、文字だけではなく て画像や動画、位置情報も記録ができますしメモもできます。また、クラウド上で同じアプリを持っ てみえる方と双方の通信もできます。

次に、グーグルマップですね。こちらはグーグルが提供しています地図、あと地域を検索できるサービスになります。

次に、3つ目がグッドノーツ5。こちらは、アップルペンシルを使ってメモを書くアプリなんですけれども、PDFやワード、いろんなドキュメントを読み込んで注釈、いろんなことを書き加えたりできるノート機能、メモ機能のアプリになります。

次に、LINE。こちらは皆さんのご存じのとおり個人間、複数間グループを組んだりしながら双 方向にコミュニケーションができるアプリになります。

次に、ツイッター。こちらも日々つぶやきたいことを最大140文字までメッセージが入れられる んですけれども、投稿ができるアプリケーションになります。

次にお開きいただきまして、フェイスブック。こちらは世界中で利用されていますグローバルなソーシャルネットワークサービスで、インターネット上で社会的につながることができるサービスになります。

続きまして、フェイスブックメッセンジャー。こちらは、フェイスブックユーザー同士がリアルタイムでメッセージのやり取りができるアプリケーションソフトになります。

以上の7つのアプリケーションソフトの追加申請がございまして、こちらをご検討いただくに当たりまして、資料Eのほうをご覧いただきたいと思います。

市議会のSNSアプリ等導入状況ということで、5月31日現在の調査資料でございます。

県内4市と県外2市のほうに確認をさせていただいております。

まず、桑名市ですけれども、こちらは令和3年度、今年度タブレット端末を導入されるということでお聞きしたところ、まだ現在入札中ということで、同じiPad Proのほうを導入される予定なんですが、特に検討もまだ、今から始まるという状況でございました。予定では、原則全てSNSのアプリの導入については禁止する予定ということでございます。

次に、いなべ市でございます。

こちらは、先ほどもちょっと使用基準など見ていただきましたけれども、iPad Proのほうを使ってみえまして、現在導入しておるアプリが、サイドブックス、サイボウズ、V-CUBE、Zoomということで、サイボウズというのがスケジュール管理ですとかメール、あといろんな情報共有ができるグループウェアのシステムになっていまして、こちらを活用されて議員間の中の情報共有などをしておるということです。

あと、V-CUBEやZoomというのはオンライン会議用のアプリになります。

こちらは議会活動、政務活動、議員活動で使用を認めているということで、今まで導入してからは 特に希望の申請などは出ていないということでした。

いろんな議論がある中で、政治活動については使わないという認識で、皆さん活動していただいておるということです。

次に、四日市。

こちらに導入しているアプリというのを書いてありますけれども、こちらは令和3年4月までにi P a d P r o を使用の際に導入していたアプリを参考になるかと思いまして記載をさせていただきました。

モアノートというのが、こちらで言いますとSideBooksのような会議システムでございまして、こちらと、あとたくさん列記があるんですけれども、全て無料のアプリケーションソフトでございます。

例えば、さんあーるというのは、ごみ分別のアプリですとか、あとまちもんというのは、地域の情報とか行政情報が見られるアプリになります。

あとは、NHKで情報収集をするですとか、そういったことで、とてもたくさんのアプリが認められておりました。

この5月からにつきましては、運用として無償であろうと有償であろうとアプリケーションソフトの使用を認めてみえまして、ただし、有償のアプリケーションソフトについては個人負担、もしくは 政務活動費より支出できるとしているということです。

基本、政務活動における情報の発信は禁止ということが使用基準のほうにございまして、閲覧は可能ということになっております。

続きまして、松阪市。こちらも i Padのほうを入れております。同じくSideBooksを使っておりまして、松阪ナビというアプリケーション、これは松阪市の地域のアプリケーションになりまして、あとはスケジュール共有をするというタイムツリーという無料アプリケーションが入れてあります。あとは、Zoomはオンライン会議、あと計算機がないので不便だというお声があり、追加をしたのが計算機プラスというアプリだということでした。

こちらも、無償・有償アプリともに使用を認めるということで、有償アプリについては個人負担を していただくということです。

今のところ、フェイスブックやツイッターなどは入れていないということで、もし申請があればインストール可能と考えているということでした。

県外になりますけれども、次に千葉市。こちらは、LINEワークスとかSideBooksなどを使っておりまして、LINEに関連するグループウェアがLINEワークスというアプリケーションなんですけれども、そちらを使ってみえたのであえて聞かせていただきました。

こちらも i Pad Proを使ってみえて、こちらの2つのSideBooks、LINEワークスを導入しております。ただ、端末自体が個人所有のパソコンを、50人の議員の方が見えるんですけれども、全員がそちらを持ち込んでいただいておるため、全く縛りはありません。

続きまして、大津市ですね。こちらも i Pad Airのほうを使ってみえまして、導入しておるアプリケーションが、スマートセッションという、こちらは会議システムになるんですけれども、こちらでいう SideBooksのような会議システムになりまして、あと議会でのグループウェアということでサイボウズを使用しておるということでした。

タブレット端末の通信費が、半額個人負担に大津市のほうはなっておりますので、無償・有償アアプリともに使用は認めているということです。

調査の内容については、以上でございます。

〇部会長(森 美和子君) 一応、草川議員から出されているアプリケーションですけど、1つが有償なんですよね。

渡邉局長。

- ○議会事務局長(渡邉靖文君) まず1つ、このアプリケーションを1人の方が希望して入れるということは、議員全員の皆さんのタブレットに管理上入るということにうちの場合はなります。ですので、例えば今回、エバーノートがもしここで認められれば、議員さん全てに入ってしまうと。それは使う使わないは個人のご自由ということでいいんですけど、そのときに今回のアプリケーションソフトの中で、グットノーツ5、上から3つ目、手書きメモと書いてありますが、これだけは有償になります。それで、この有償を当然市では払えませんので、その申請者個人の方が払うことは可能なんですけれども、皆さんにも入ってしまうので、皆さんにもお金が発生してしまうと。使わない方まで発生してしまうという、管理上そういうふうになってしまいますので、そこをちょっと踏まえた上で議論をお願いをしたいなというふうに思います。
- 〇部会長(森 美和子君) 岡本委員。
- **〇部会員(岡本公秀君)** ちょっと教えてほしいんやけど、有償・無償と、有償というのは、最初入れるときにぱっと払う、それとも毎月毎月継続的にかかってくるの。
- 〇部会長(森 美和子君) 渡邉局長。
- ○議会事務局長(渡邉靖文君) いえ、最初にダウンロードするときに発生します。 これ、960円です。
- **〇部会長(森 美和子君)** ちょっと教えてもらいたいんですけど、松阪市は事務局が管理をされているの、i Pad Air。 うちは事務局が管理者になるので、皆さんのところに何かアプリを入れようと思うと、全員にそれが配られてしまうという形ですけど、この松阪市はどうなっているのか聞いていますか。

新山さん、どうぞ。

- **○議会事務局員(新山さおり君)** 松阪市のほうも管理のシステムが入っておるんですけれども、恐らく制限をかけることはそれぞれ市議会で選択できますので、今の現在の亀山市の状況よりは制限が少ないのではないかと考えております。
- **〇部会長(森 美和子君)** だから、有償アプリを認めているということやね。個人だけにしか負担が行かないという形やよね。

(「そういうことですね」の声あり)

〇部会長(森 美和子君) ちょっと、草川議員から出されているアプリケーションソフトについて、何かご意見ありましたら、まず聞かせていただきたいと思います。

服部委員。

〇部会員(服部孝規君) 今聞いてよう分かったんですけれども、彼が使うのに彼だけがこれを入れるというならまだあれだけど、全員に入るということになると、ちょっとこれは彼から出ておるのをどうするかという問題は、議会全体として入れるか入れやんかというようなことを考えて結論を出さなあかんのかなと。そうなってくると、今の状況の中で、多分これを入れて使える人ってそんなにいないんで、あえてそれをまた追加して入れるということについては、なかなか難しいんではないかな

というふうに感じますけど。だから、有償もこれ入るんやな。

(「有償・無償も全部どちらも」の声あり)

- **〇部会員(服部孝規君)** だから、それも含めて、有償・無償に関わらず、全員に入るというところが難点になるのかなというふうに思います。
- 〇部会長(森 美和子君) 鈴木副部会長。
- **○副部会長(鈴木達夫君)** 草川議員から、今せっかく新たにタブレットをこれから十分に利活用したいと、こういう可能性もありますといって、僕は積極的な提案だというふうに受け止めて、ただ当然、今の要綱の中で私的利用、あるいは政治的活動は遠慮するということを十分分かった中にあっても、そういう機能を利用したいというのは、私は十分理解できるし、私がそれができるかというのはまた別の問題なんですけれども、ただいまの時点では、今議会中にこの要綱を各議員の中で認めていただいてスタートしようという時期であって、この追加のアプリについてはもう少し時間をかけて、僕らが理解した上で、必要性を感じながらやっていくと。今の時点でいい悪いというような結論を出すたぐいのものではないという判断を私はしています。
- 〇部会長(森 美和子君) どうぞ、岡本委員。
- **〇部会員(岡本公秀君)** 私も、このアプリはみんなに絡んでくることでしょう。だから、そこら辺も考えなあかんし、中だけで完結する、例えば新聞記事をつくるためのプログラムみたいなもんやったら、これを使ったら簡単に新聞ができるとか、そういうふうなものではなくて、外部とつながるやっとなってくると、また変に侵入されたりするようなことがあっても困るし、だから外部とつながるのはあまり好ましくないなと思うんですよね。一応こちら公の機関やから。
- 〇部会長(森 美和子君) 服部委員。
- **〇部会員(服部孝規君)** この資料で聞きたいんやけれども、四日市市は政務活動における情報発信は禁止となっておるんけれども、いわゆる使うときに出てくるのは、多分、草川議員でもツイッターとか何とかというのは、発信が主やね。発信するための機能やと思うんやけど、この四日市がいう政務活動における情報発信は禁止という、この辺りちょっと分かりますか、詳しく。
- 〇部会長(森 美和子君) 新山さん。
- ○議会事務局員 (新山さおり君) 四日市のほうでは、今まで4月まではそういった記載は使用基準にはなかったということでした。それは、公務のほうで使用するという形になっておったので、使えないということでなかったわけなんですけれども、今回、改めてサーフェスになったということで、端末を議員さんにお渡しして、管理は今一切事務局のほうが、管理ソフトがないものですから、当市とは違うような状況になります。ですので、今回、記載を加えたということなんですけれども、こちらの会議以外の端末機の使用範囲というのが使用基準のほうにございまして、そこには会議以外の議員活動における使用で、市民への啓発活動における資料閲覧と行政視察等における資料閲覧については使用できるとなっておりますし、また政務活動における使用としましては、SNS等による情報発信を除けば使用できますよという記載になっております。

確認はちょっとここまでになります。

〇部会長(森 美和子君) サファリがここに入っていて、それを開くとフェイスブックもツイッターもこの中に入っているのね。それを開こうとするとIDというのが要って、それを入れないと見られないという。だから、もう既にこの中にあるということは、見ることは自分で見ようと思ったら可

能なので、あえてここで情報発信はしないにしても、私も自分の携帯から発信しているので、それは 別に誰もあかんとは言われないので、閲覧ができる状況は知ってもらいたいなというのは自分の中で は、LINEにしてもね。発信はあかんけど、閲覧するということに関しては、別にそれは何のあれ もないのかなというのを思うんですけど、どうでしょうか。

森委員。

○部会員(森 英之君) 私は、SNSの発信はやっぱり厳に慎むべきやと思うんですけど、特に議会中というのは。ただ、閲覧は私もいいんじゃないかなというふうに思います。ですので、明確な規定をするのであれば、発信はしない、禁止するということを明記しておいて、あとはiPad Proの利活用というか、最大限するのが議員の責任だと思うんで、最新のアプリを入れていくというのは基本的にやっぱり進めていくべきで、使う使わないはもう議員の判断でいいと思うんです。ですから、そうすべきだと思います。

ただ1つ、有償のアプリを入れるというところは、使わない方にとっては特にこだわるところだと 思うんで、私はそこは会派に持って帰っていただいて議論していただいて、また後ほど、その時間を 取っていただいて、そこで決めていただければなと思うんですけど、同じ会派の草川議員の要望とし ては、当然聞いてあげたいところですけど、有償のところをちょっと少し、私としても気になるとこ ろです。

〇部会長(森 美和子君) 今、森委員がおっしゃったように、本当にその部分じゃないかなと思います。無料アプリであれば、それは全員に行ったとしても開けなければ別に活用する必要もないので、これが増える問題でいいんじゃないかなと思うんですけど、いかがですか。

中島委員。

- ○部会員(中島雅代君) 私、このLINEとツイッターとフェイスブック、フェイスブックメッセンジャーについては、こちらが発信しなくても、見るだけでも、個人的な私的利用をしないとなると、相手側が個人的な用事で入れてくる場合もあり得ると、それを見るというのを私的利用に当たらないのかどうかというのが。ちょっとそれを考えたら難しいなと思って。
- O部会長(森 美和子君)LINEなんかね、特に。伊藤委員。
- **〇部会員(伊藤彦太郎君)** ちょっと聞きたいんですけれども、SNSってどの端末から投稿したと か発信したというのは分かるんですか。
- 〇部会長(森 美和子君) 新山さん、どうぞ。
- **〇議会事務局員(新山さおり君)** どの端末から発信したかは分からないと思います。
- 〇部会長(森 美和子君) 伊藤委員。
- **〇部会員(伊藤彦太郎君)** これもSNSで議員専用のアカウントを取っていない限りはまず、例えば個人的なあれを出したとしても、防ぎようがないというか取り締まりようがないんです、実はこれはもうはっきり言って。それに対して、発信は避けてねというふうに言うておくのはええと思うんですけれども、これで長いこと議論しているのはナンセンスやと思います、はっきり言って。受信はええけど発信はあかんって。関係あることやったら僕は発信してもええと思うんですよ。

さっきちょっと中島さんも言われたけれども、向こうから来たりとかもあるし、そもそもほかの端 末から個人的なこともしておるのに、そこだけこのタブレットを使っては発信してはいけないんやと 言うても、それはもう個々で、これを使うのは個人的に発信するのはやめてねと言うておくだけで、それしか方法がないと思うんですわ。そうやから、これをどうこうするって、僕は発信もオッケーにすべきやし、ただここからの発信はやめてねというふうに言うておくだけやし、あとアプリのダウンロードとかも、さっき服部さん最初に言われたけれども、もうほんまに個人のタブレットに入るだけの話やと思っておったもんで、そうやなくて、1人に入れるんやったら全員入れざるを得んというなら、個人の申請の問題じゃないんですよね。僕は個人が私これ使いたいんでというような意味かと思っておったら、違うんですね。議会としてこれを導入したらどうやという意見ですよ、草川議員からの。そうやで、この場での判断、まだできやんわなというだけの話で、まずはちょっと実際、有償だろうが無償だろうがどんなアプリか分からへんのに、まだ結論出えへんし、例えば僕はフェイスブックとかLINEぐらいは入れておいてもええとは思うんですけれど、たださっき言うた有償のアプリに関しては、ちょっとまだ具体的にどういうもんか分からへん、どんだけの有効性があるんかも分からんで、それはまだちょっと議論が要るんで、それはまだ継続というふうにしておいて、ほんまに入れるかどうかというのは。

そもそも申請書に、検討部会長様宛やったけれども、これは議長宛てにせんとあきませんわ、申請書の宛名なんてというのもいろいろあるんで、ちょっとその辺で、そもそも論と思うんで、僕はアプリなんかみんなでええやんかと言ったら入れてもええと思う。発信もしてもええと思うんやけれども、もうちょっと考えやなあかんのやろうなという、性急に結論出す必要もないのかなという。鈴木さんも言われたけれども、まずはこういうふうな要綱だけ行くよというので、そういうふうな側面からもうちょっとペンディングにしたらどうかなとは思います。

〇部会長(森 美和子君) そうしますと、サーフェスのときにこういった形でアプリケーションが 取りたいから、部会長宛てにアプリの申請をした、私もしたんですけど、それは個人だけだったので、 改めて議長に出して、皆さんの同意を得てやらなあかんということやね。全員に入っちゃうものとい うふうだもんね。

渡邉局長。

- ○議会事務局長(渡邉靖文君) 今までのサーフェスのときは、検討部会長宛てに提出して、部会の中で合意が得られたら、それは導入してもらっても結構ですよという、そういうやり方でずうっときていました。そういうルールをつくったんですけど、ただ、今伊藤委員が言われるように、今回は1人が申請してオーケーならば全員に入ってしまうという、ここが今までの運用と違う部分ですので、議長宛てにということであれば、それは改めさせていただく必要があろうかとは思います。ただ、議論する場は一旦この検討部会になるのかなとは思います。
- **〇部会長(森 美和子君)** もう一つ、四日市市議会がうちの管理者のあれよりも少し緩くて、有償アプリも無償アプリも入るようになっているというところが、うちの今の管理システムというんですか、そこを触ることってできるのかできないのか、その点だけ聞かせてください。

新山さん。

○議会事務局員(新山さおり君) 管理のソフトウエアにつきましては、触ることがこちらではできないですけれども、依頼をすることはできるかと思います。ただ、現在の状況を、例えば全員に入らない、自由に入れられるようにとかという制限があるかどうか、あとそれができるのかどうかを改めて、契約会社のほうに確認をしたいと思います。また後ほど回答させていただきます。

- O部会長(森 美和子君)それを調べておいてください。服部委員。
- ○部会員(服部孝規君) いずれにしても、今回初めて分かったというたんやけれども、やっぱり議員全員にそのことを、これを議論するということは、管理上、みんなに入るんですよということを知ってもらった上でどうするかという議論をしたほうがいいんだろうと思います。だから、そのことをやるためには、やっぱり今日どこでどうこうというのでなしに、一旦会派で持ち帰るなり何なりして、一遍皆さんにそのことを周知した上で、これの議論をするというほうがいいんかなというふうには思います。
- **〇部会長(森 美和子君)** 分かりました。 渡邉局長。
- **○議会事務局長(渡邉靖文君)** ツイッターとかフェイスブックとかSNSの関係ですけど、先ほど 議論してもらった要綱と申合せで、もう私的使用はしてはならないというのと会議中に発信してはならないというのが2つ入っていますので、それは当然遵守するというのが原則ですので、それを踏まえて入れてもいいかどうかという辺りのまたご判断をお願いしたいと思います。
- 〇部会長(森 美和子君) 今後やね。渡邉局長。
- **〇議会事務局長(渡邉靖文君)** ただ、ちょっと恐らく草川議員さんも急いでは見えると思うんですけど。
- 〇部会長(森 美和子君) 中﨑議長どうぞ。
- ○議長(中崎孝彦君) 今も皆さんのご意見をずうっとお伺いしておったんですけど、ここの7つの新たにアプリを導入したいというあれなんですけど、LINEとかツイッターとかフェイスブックとありますけど、これって今、個人的に皆さんやってみえる方、自分のタブレットとかいろんなものでやってみえますわね。そうやのに今導入してもらった新しいタブレットに、何でこれ入れやんならんのかというのがよう分からんのですよ。個人で今までどおりやってもらっておるんやったら、個人でやってもろうたらよろしいやないかと私は思うんです。個人でやってもらっておるんですから、今。ツイッターとかLINEとか。LINEとかあるんやったら、相互の情報交換とかいろんな話も今お聞きしましたけど、それやと議員間だけの情報交換とかというあれはいろいろあると思うんですけど、外部からのあれも入ってくる、いろんなものが。そうすると情報交換とか漏れてはいけないようなことも漏れる可能性も出てくるんじゃないかなと、素人考えで今思ったんですわ。
- ○部会長(森 美和子君) 政務活動とか議会活動の中で、ツイッターとかフェイスブックなんかで発信したらあかんものを発信してしまったら見られてしまいますけど、それはこっちが発信しなければいいだけの話で、それからいろんなところで市民の皆さんにタブレットを見せながら、亀山市の状況をお知らせするときに見せていったり、小さな携帯で見ていただくよりも、しっかりこんな大きな画面で見ていただくほうが分かりやすいということもありますので、それは議員個人個人が活用したやり方というのはあると思います。それがないと携帯だけで十分やということにはあんまりならない。それぞれの考え方というか、活動の仕方がありますので。じゃないかなと思いますけど、でも今日、このお願い、この申請書を出された草川議員がいらっしゃらないので、私もこの全てが分かっているわけではないので、どんな活用をされているのかというのはちょっと分からないんですけど。

新たなタブレットを導入していただいて、これを積極的に活用しろという形でスタートしていますので、こういったアプリを活用して、どんどんそういうことをやりたいという人に対してそれを制限するというのは、少し違うのかなって。ただ、管理上全員に行ってしまうというところに、私もちょっと問題があるのかなと思いますので、今新山さんのほうに、それが少し外れるようなことはできないのかということの調査はちょっとしてもらいたいなと思っているんですけど、そこが新たなタブレットを入れたというのと、サーフェスとこのiPadProとの違いがそこに出てきてしまったので、そこはやっぱり皆さんからのご意見をいろいろと聞きながら、おっしゃるようにアプリを入れたって何も使わないという方もたくさん見えると思いますので、そこはちょっと議論していただかなあかんかなと思います。

服部委員。

○部会員(服部孝規君) 根本にあるのが、使い方の違いなんですよ。例えば多分、草川議員は、この1台でできるだけやりたいということで、それに入れたいわけやね。そういう人もおれば、別にツイッターは部会長言われたように自分のスマホでやればいい、一緒じゃなかってもいいと考える人もおるし、もっと言うと、議案とかそういうものを見るだけでいいんやと、それ以上のことは利用する気がないとか、だから個々によって全部違うんで、そこが議論をするということになったときに、いろいろ難しいんやと思うんやね。だから、1台で間に合わそうということで、これ全部入れたいという思いの人のことがどこまで理解できるかという。別でいいやないかと考えておる人は、そんなことせんでもええやないかとなるし、そこの議論が一番難しいんやと思う。使い方が違うもんで。そこの議論がやっぱりみんなでやらんと、なかなか理解してもらいにくいんやないかなというふうに思います。

〇部会長(森 美和子君) 岡本委員。

〇部会員(岡本公秀君) 私も認識が違うで、僕は以前に言うたように、タブレットを使うんやったら、亀山市議会の枠内で使うておりゃいいだけの話で、これ1台で何もかも間に合わそうと思う必要はないと僕はそういう考えやと、部会長は、いや、それをやるとせっかく支給してもろうたタブレットをろくに使わずじまいで済む人もおるという、それは2つの見方があるんやね。だから、必要やったら自分で買ったらいい。僕はそういう考え。それははっきり言うておきます。

〇部会長(森 美和子君) ここで結論は出ませんので。本当に活発なご意見をいただきましたが、またこれは少し整理をして、全体でやっぱり皆さんのご意見も聞きながら、一度会派に持ち帰って会派の意見もまた集約をしておいていただきたいと思いますので、今日はここら辺で閉めさせていただこうかなと思っております。

次に、今後の検討課題に取組について。

前回、スケジュール表をお渡しさせていただいております。またそれをご覧いただきたいと思います。

今後の取組ですけど、残っているのが、機能が十分に発揮できる議会及び委員会の在り方。これは、 委員の任期を1年のままでやっていくのか、2年にするのか。そうすると今の常任委員会が3つある のを2つにするのかという議論の結論を出していかないといけませんので、これが次の改選までに結 論を出すということになっておりますので、これはちょっと今後すぐに取りかからないとあかんのか なと思っております。 それから、議員の政治倫理への対応についてということも、これも現状に合っておりませんので、 これも早くやっていかなあかんのかなと思っています。

それから、議会基本条例の検証をどうするのかということも、これも改選までに結論を出していきますので、これも早急にこれからやっていかなあかんのかなと思います。

それからもう一つご意見ありました公聴会制度について。これも詳細を決めて、またこれもやらせていただこうかなと思っておりますので、これは様子を見ながらやっていきますので、よろしいでしょうか。

最初に言った3つは、とにかく改選までに結論出していくべき問題ですので、違う、政治倫理はこの10月までに結論を出していきたいと思いますので、またちょっと忙しい日程になろうかと思いますけど、ご協力をよろしくお願いします。

本日の会議は以上でありますが、何かほかにありませんか。

(発言する者なし)

〇部会長(森 美和子君) なければ以上で検討部会を終了させていただきます。大変にお疲れさまでした。ありがとうございました。

午後2時34分 閉 会

この会議録は正当であることを認め、ここに署名する。

令和 3 年 6 月 4 日

議会改革推進会議検討部会長 森 美和子